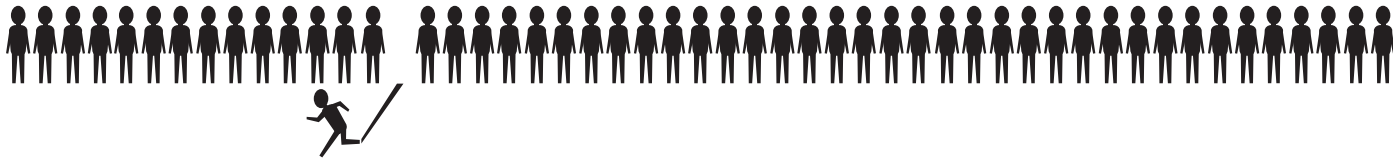


求人情報の信頼性で差別化しませんか。



厚生労働省は、2017年度に職業安定法を改正するとともに、求人情報適正化協議会(座長:阿部正浩中央大学経済学部教授)を設け、「求人情報提供ガイドライン」を作成し、適合メディア宣言制度を開始しました。ガイドラインや宣言制度について興味がある方は、2018年度求人情報提供ガイドラインセミナーにご参加ください。

◎ 適合メディア宣言制度とは

本制度は法に基づく制度ではなく、第三者が認定・認証するものではありません。求人情報提供事業者が自らPDCAサイクルを回し、求人情報提供ガイドラインに適合した取り組みを行っていることを自己責任に基づいて宣言するというものです。苦情がゼロであることを示しているのではなく、求職者の声に向き合い、適正化に向けての取り組みを実行し、読者・ユーザーからの信頼を得るための経営的不断的努力を続けることがポイントです。そのメリットは、PDCAを回すことにより適正化が図られる組織となってメディアのブランド力が向上することや、適合メディア宣言を行うことにより、求職者は適正な求人情報を提供しているメディアを選別することが可能となります。

◎ 宣言を行うには

ガイドラインに沿った取り組みを行うことから始めます。倫理綱領の制定、事前審査と事後審査(苦情対応)の仕組み、表現上の留意事項および表記上の明示項目や明示に努める項目を基準として設定、掲載時チェック表の運用など、適正化に関する社内でのPDCAサイクルを行いましょう。次に上記を証明する「求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言書」を代表取締役または当該メディアの担当役員の名義と役職名を入れたものを当該求人メディア等で公開し、その旨を協議会事務局へ申告すれば、自らの責任において「求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言」を行うことができます。宣言制度の詳細については、協議会のホームページをご参照ください。

55社141メディアは、もう始めています「適正な求人情報を提供するメディア」宣言。宣言メディアの一覧はこちらから



2018年度 求人情報提供ガイドライン説明会セミナーの参加登録を受付中

セミナーの対象:ウェブ・折込・新聞・雑誌等による求人情報提供事業者関係者(経営者・管理者・営業担当・審査担当・校閲担当・広告の企画制作担当等)

プログラム/内容 ※下記は予定ですので一部変更の可能性もあります

- 厚生労働省担当官より改正職業安定法施行後の状況
- ガイドラインおよび適合メディア宣言制度の概要
- 求人メディアが確認したい固定残業代制、裁量労働制
- 求人情報提供事業者向け動画、求人者向け動画上映
- 求人情報提供事業者による事前審査等の取り組み報告

2019.1/28 mon 2/20 wed 18:00 ~ 20:00

TKP 飯田橋ビジネスセンター カンファレンスルーム 3G
東京都新宿区下宮比町 3-2 飯田橋スクエアビル 3階

2019.2/7 thu 18:00 ~ 20:00

TKP 大阪本町 カンファレンスルーム 3B
大阪市中央区久太郎町 3-5-19 大阪 DIC ビル 3F

2019.2/15 fri 18:00 ~ 20:00

TKP ガーデンシティ博多新幹線口 3A 会場
福岡市博多区博多駅中央街 5-14 福さ屋本社ビル 3F

求人情報適正化推進協議会

事務局所在地/〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-6-9 雄山閣ビル3階 (公社) 全国求人情報協会内
TEL03-3556-1214 (月~金 9:30 ~ 16:00 ※12:00 ~ 13:00 及び祝日を除く) メール info@tekiseika.jp

セミナーのお申込み・お問合せは <http://www.tekiseika.jp> へ 適正化のための各種資料のダウンロードも可能です